

国際情報オリンピック派遣日本代表選手選考に関する内規

2006年4月22日制定

2010年12月18日改定

1. 以下のプロセスにより春の合宿への招待者を選抜する。
 1. 1 予選参加者を成績順に A ランク、B ランク、C ランクに区分する。
本選を実施するために適切な人数の範囲内で一定の条件を満たす者を予選合格者とし、本選の参加資格を与える。
予選合格者にはAランク者すべてを含むこと。
Aランク者以外の者を予選合格者とするための条件は運営委員会で定める。
各ランクの決定および予選合格者の決定は運営委員会で行う。
 1. 2 本選参加者を成績順に A ランク、B ランク、C ランクに区分し、A ランク者を本選合格者とする。
各ランクの決定は運営委員会で行う。
 1. 3 本選合格者を春のトレーニング合宿に招待し、選手選抜競技および研修指導を行う。
2. 日本代表選手は次の条件を満たすように決定する。
 2. 1 本選合格者で、かつ春合宿に参加した者であること。
 2. 2 原則として、日本国籍を持つ者であること。
 2. 3. 日本代表として人物、品行ともにふさわしい者であること。
 2. 3. 春のトレーニング合宿における選手選抜競技の成績が、条件2. 1～2. 3を満たす者の中で上位から4位以内であること。
3. 日本代表選手となる者の選考は運営委員会で行い、理事会に報告し、その報告が了承されたことによって決定とする。
4. 第2項に従って選ばれた日本代表選手に、已むを得ぬ辞退、不慮の事故等の正当な理由で欠員が生じたときは、欠員補充を検討する。

以上

【内規第2項の3に対する注】

JOI 2010/2011 本選の成績により日本代表候補に選出され春季トレーニング合宿に参加することを希望する方には、春季トレーニング合宿開始までに、『日本代表として選出された場合、日本代表として人物、品行ともにふさわしい行動をとる』旨の誓約書を提出することを要請します。

本年度は、この誓約書を春季トレーニング合宿開始までに提出した方は、「国際情報オリンピック派遣日本代表選手選考に関する内規」の第2項の3の「日本代表として人物、品行ともにふさわしい者」とみなします。

(2010年12月18日)